



平成 22 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 高山 俊隆  
(コード番号 5929 東証1部 )  
問 合 せ 先 執行役員事業戦略部長 村上 光成  
( T E L 03-3346-3019 )

### 公正取引委員会からの排除措置命令等に対する審判請求等について

当社子会社の三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター」という。）は、本年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為（全国における価格カルテル関係事件）があったとして、排除措置命令と課徴金納付命令（以下「本件命令」という。）を受けました。

その後、三和シャッターでは、本件命令の内容を慎重に検討してまいりました。本件命令では、三和シャッターが、他の事業者と共同して、特定シャッターの販売価格を引き上げる旨合意したとして、不当な取引制限に該当するとされているが、三和シャッターとしては、そのような違反行為を行っていないと考えることから、本日、臨時取締役会を開催して、本件命令について公正取引委員会に対し審判を請求する手順をとること、また、あわせて、排除措置命令の執行停止の申立を行う手順をとることを決議いたしました。

なお、当社および三和シャッターは、近畿地区における受注調整関係事件についても、前同日、公正取引委員会から排除措置命令と課徴金納付命令を受けておりますが、この件については、課徴金の算定根拠等についてその詳細内容を精査中であります。

以 上